

答弁書第二十号

内閣参甲第二二号

昭和二十四年三月十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員橋本萬右衛門君提出農家超過供出物代金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員橋本萬右衛門君提出農家超過供出物代金に関する質問に対する答弁書

政府が主要食糧の買入を行ったときは、直ちに主要食糧買入代金支拂証券を發行して供出農家に交付し、農家が随意に選定した支拂金融機関である銀行又は農業協同組合から支拂証券と引換に代金の支拂を行わせてあり超過供出された主要食糧についても同様の支拂方法が行われております。

然し各村を担当してゐる職員は、平均一村二人で供出最盛期においては手不足のため支拂証券の發行交付が遅れることもあります。

又事前割当の供出数量に対する農家への割当が非常に遅れているため超過供出の数量判定ができない場合もありますがこれは何れも例外的なことでありまして前述の通り即時支拂をいたしております。